



稲敷市空き家バンク活用促進制度 家財処分助成として、最大10万円が交付されます！

【内容】

稲敷市空き家バンクを通して、空き家の売買や賃貸借が成約した場合に、空き家の機能の維持及び向上のために行う家財処分をした場合に最大10万円が助成されます。

算出方法	助成金の額
家財処分の経費の総額が5万円を超えるもので、その総額に2分の1を乗じた額	最大10万円

【流れ】

家財処分後に申請をし、交付決定がされた後、交付決定額を請求し交付となります。

【要件】

- (1) 稲敷市空き家バンクを通して、空き家の売買又は賃貸借契約を成約した所有者及び購入者又は賃借者。
- (2) 交付申請時に市税（国民健康保険税を含む。）に滞納がないこと。
- (3) 購入者及び賃借者にあつては、交付申請時に市に定住していること。
- (4) 所有者、購入者や賃借者、当該空き家に同居しようとする者が稲敷市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当するものでないこと。
- (5) 所有者及び購入者等にそれぞれ1回限りの交付とする。

【提出書類】

- (1) 稲敷市空き家家財処分助成金交付申請書（様式第12号）
- (2) 稲敷市空き家家財処分助成金誓約書兼同意書（様式第13号）
- (3) 購入者等、購入者等と同一世帯全員及び同居しようとする者の記載がある住民票の写し（発行日から1箇月以内のもの）
- (4) 稲敷市空き家バンク利用による空き家の売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し（所有者等若しくは購入者等のいずれか一方）
- (5) 家財処分に係る領収書の写し



お問い合わせや申請は、
稲敷市政策調整部政策企画課人口減少対策室へ！！
TEL 029-892-2000（代）